

## 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 2 項及び第 801 条第 2 項、第 3 項第 2 号並びに  
会社法施行規則第 189 条及び第 201 条に定める書類)

2025 年 1 月 6 日

東邦瓦斯株式会社  
東邦ガス不動産開発株式会社

2025年1月6日

吸収分割に係る事後開示事項

愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号  
東邦瓦斯株式会社  
代表取締役社長 増田 信之

愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号  
東邦ガス不動産開発株式会社  
代表取締役社長 鳥居 明

東邦瓦斯株式会社（以下「吸収分割会社」という。）及び東邦ガス不動産開発株式会社（以下「吸収分割承継会社」という。）は、2024年11月20日付で締結した吸収分割契約に基づき、2025年1月1日を効力発生日として、吸収分割会社が営む不動産活用事業の一部に関して有する権利義務を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号、第2項及び会社法第801条第2項、第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び201条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割契約が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号及び第201条第1号）

2025年1月1日

2. 吸収分割会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続きの経過

本件分割は、会社法第784条の2の規定により、同法784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続きの経過

本件分割は、会社法第785条の規定により、784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続きの経過

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2024 年 11 月 21 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者からの異議申述はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号及び第 201 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、かつ、本件分割は、会社法 796 条第 1 項に基づく略式吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、かつ、本件分割は、会社法第 796 条第 1 項に基づく略式吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、債権者に対して 2024 年 11 月 21 日付の官報公告及び日刊工業新聞による公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申述はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号及び 201 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は 41.4 億円（概算値）、負債の額は 0.5 億円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号及び第 201 条第 5 号）  
2025 年 1 月 14 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号及び第 201 条第 6 号）  
該当事項はありません。

以上